

平成30年度

# 南砺市農業再生協議会通常総会

平成30年6月20日

南砺市農業再生協議会

## 南砺市農業再生協議会通常総会 次第

日 時：平成30年6月20日（水）10：00～

場 所：南砺市城端庁舎2階202会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議長選出

4 議事録署名人の選任

5 報告事項

報告第1号 平成30年度 南砺市農業再生協議会会員の変更について

6 議 事

議案第1号 平成29年度事業報告及び収支決算報告について

議案第2号 平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

議案第3号 南砺市農業再生協議会規約の一部改正（案）について

7 その他

8 閉 会

報告第1号

平成30年度 南砺市農業再生協議会会員の変更について規約第5条により次のとおり報告いたします。

南砺市農業再生協議会会員名簿

所属職名	新	旧
南砺市集落営農組織代表（福光協業組織協議会長）	當田 衛	天池 善三

以上、報告します。

平成30年 6月20日

南砺市農業再生協議会  
会長 米田 聡

第1号議案

平成29年度事業報告及び収支決算報告について

平成29年度事業報告及び収支決算報告について、次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

平成30年6月20日

南砺市農業再生協議会  
会長 米田 聡

## 平成29年度事業報告

### 南砺市農業再生協議会

平成29年度事業計画に基づき以下の事業を実施した。

#### 第1 協議会等の開催状況

月日	内容	協議事項
6月21日 6月23日 6月29日	・事務局会議 ・協議会幹事会 ・協議会通常総会	・平成29年度事業計画及び収支予算案他について ・平成30年産からの米政策見直しの対応について
12月12日 12月15日	・協議会幹事会 ・臨時総会	・平成30年産米生産目標等について

#### 第2 経営所得安定対策事業の推進

経営所得安定対策の普及推進を実施し、米の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金、収入減少対策影響緩和交付金及び水田活用の直接支払交付金の事業について、各水田農業推進協議会と委託契約により実施した。

産地交付金については、飼料用米などの新規需要米の増加により、国からの配分が94.3%となったが、補正予算において措置されたことから、ほぼ満額の産地交付金が交付された。

月日	会議名等	備考
平成29年 4月	・地域農業再生協議会会担当者会議	・経営所得安定対策等
5月 (4月～5月)	・生産組合長会議等 ・大麦等現地確認	・交付申請等の説明
6月	・転作現地確認実施 ・経営所得安定対策等加入申込とりまとめ ・播種前契約書(戦略作物)とりまとめ ・不作付地の改善計画とりまとめ ・南砺市農業再生協議会事務局会議 ・南砺市農業再生協議会幹事会 ・南砺市農業再生協議会通常総会	・富山支局へ提出 ・富山支局へ提出 ・南砺市へ提出 ・平成30年産からの米政策見直しの対応について
7月	・加工米取扱計画認定結果報告書 ・米の作付け段階における報告 ・対象作物別の地域別作付け計画	・市再生協→富山支局 ・市再生協→富山支局 ・市再生協→富山支局

月日	会議名等	備考
平成 29 年 8 月	・改善計画書現地確認(不作付地)	・南砺市内
9 月	・新規需要米書類提出	・市再生協→富山支局
10 月	・生産組合長会議等 ・米の作付け段階における報告 ・そば等現地確認 ・大麦数量払対象数量報告	・市再生協→富山支局 ・市再生協→富山支局
12 月	・平成 30 年産米生産数量目標廃止に伴う 対応の説明会 ・平成 30 年産米生産目標の目安の提示 ・南砺市農業再生協議会幹事会 ・南砺市農業再生協議会臨時総会 ・平成 30 年産米生産目標の目安の提示 ・生産組合長会議等	・県農業再生協議会  ・県再生協から市再生協へ ・平成 30 年産米生産の対応の決 定 ・市再生協から各方針作成者へ ・米の生産目標の目安の提示に ついて
平成30年 1 月	・各水田農業推進協議会幹事会・臨時総会 ・生産組合長会議等 ・営農計画書配布、回収 ・産地交付金面積 交付額報告	・米の生産目標の目安の提示及 び産地交付金について ・再生協議会へ提出
2 月	・営農計画書配布回収(2月以降) ・大豆・そば数量払対象数量報告	・各水田農業推進協議会 ・再生協→富山支局
3 月	・水田農業担い手等研修会	

各水田農業推進協議会に対する委託費は市から補助される経営所得安定対策推進指導費を充当し、経営所得安定対策実施に係る推進活動や現地確認及び人件費等に充当。

事業主体	事業内容	補助率	委託先	委託金額
南砺市農 業再生協 議会	・経営所得安定対策等の普 及推進活動 ・需要に応じた作物の生産 誘導 ・農業者の水田情報等の収 集、整理 ・その他経営所得安定対策 等の円滑な実施に必要な活動	国 10/10	なんと水田協	5,115,000 円
			福光水田協	7,521,000 円
			となみ野水田協	10,700,000 円
			再生協事務費	120,000 円
合 計				23,456,000 円

### 第3 需要に応じた米生産の推進（米政策の見直しに対する対応）

南砺市の米政策の見直しの対応については、平成28年の12月に富山県農業再生協議会において決議された「需要に応じた米生産」を県全域で取り組み、県全体の生産目標の目安を提示、さらに地域協議会ごとの生産数量の目安の提示することについて、6月の通常総会において協議し、県の対応方針に則り、市の米の生産目標の目安を提示すること決めた。平成29年12月に富山県農業再生協議会の目安の提示を受け、需要予測を参考に臨時総会の議決により生産調整方針作成者に通知したところである。

具体的には、平成30年産米の国の需要予測からの生産量は、前年同量の全国で735万トンとなり、富山県農業再生協議会が県産米の需要予測などから富山県の生産量の目安を昨年と同じ181,695トンとし、各地域協議会に対する目安の提示も全て昨年と同数量となった。同様に南砺市農業再生協議会においても、各水田農業再生協議会、生産調整方針作成者に対して、平成29年度と同数量の目標の目安を提示した。

尚、平成29年産については、生産調整方針作成者の尽力により、生産数量目標を達成することができた。

#### ○平成30年産水田協ごとの数量目標の目安

地域水田協名	H30 産目標数量	H29 産目標数量	増 減
なんと地域水田協	5,254.766 t	5,254.766 t	0.000 t
福光水田協	8,350.261 t	8,350.261 t	0.000 t
となみ野地域水田協	8,481.385 t	8,481.385 t	0.000 t
合 計	22,086.412 t	22,086.412 t	0.000 t

### 第4 担い手の育成・確保及び集落営農の法人化に向けた事業の推進

効率的かつ安定的な経営体が大宗を担う生産構造への変革が求められる中で、育成すべき担い手を明確化し、各関係機関との連携しながら農業を担う認定農業者・集落営農組織を中心とした生産組織を経営所得安定対策による助成事業を活用しながら育成するとともに、さらにこれら担い手の充実強化と持続的な経営発展を目指す取組を実施した。集落営農組織の法人化の推進や指導を継続し、個人経営者に対する法人化の研修を実施し、4集落営農組織が法人化を達成した。

また、新規就農希望者の就農相談の実施や国や市の就農支援事業を活用し、農業研修を実施して、経営開始者1名、研修者2名を確保した。

## 1 認定農業者の育成・確保

区分	H29 年度 育成目標	H28 年度 実 績	H29 年度実績		達成率 %
			実績累計	単年度	
認定農業者	188	175	180	5	95.7
（うち農業法人）	100	87	91	4	91.0
集落営農組織	145	143	141	△ 2	97.2
（うち法人組織）	82	69	73	4	89.0
（うち任意組織）	63	74	68	△ 6	107.9

## 2 集落営農の組織化・経営の法人化推進活動

農業経営の法人化の普及啓発を図るとともに、法人化を志向する者からの相談に対する確に対応するため、以下の活動を実施した。

### （1）集落営農組織を対象とした法人化説明会の開催

法人化を計画している 11 組織に対し、意向調査、補助事業及び農地集積等の説明の実施

### （2）認定農業者及び法人化研修会の開催

法人化推進研修会及びパソコン簿記研修会の実施 計 4 回

### （3）集落営農組織の育成

集落営農組織に対する簿記研修、経営研修の実施 計 7 回

### （4）集落営農法人化推進事業

地域名	法人名称	備考
井波地域	農事組合法人 山野第一ファームズ	平成 30 年 1 月設立
福野地域	農事組合法人 あんごの里	平成 30 年 1 月設立
福光地域	農事組合法人 天池営農	平成 30 年 2 月設立
城端地域	農事組合法人 打尾営農	平成 30 年 2 月設立

## 3 新規就農者の育成・確保

### ・新規就農希望者就農支援・農業体験活動等の実施

月 日	開 催 内 容	出席人員
平成 29 年 11 月 7 日	農業高校生と青年農業者との交流会	13 人
平成 29 年 7 月 28 日	就農青年育成懇談会	12 人
平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 3 月	農業教育ふれあい促進事業の実施 (市内 6 小学校・6 中学校)	12 校

・新規就農者の状況

新規就労者数 6名 (農業法人等に就職した人)

新規就農者数 1名 (農業経営開始した人)

自営開業のための先進農業者等で研修を開始した者の数 2名

第5 農用地利用集積(面的集積)の推進

農地の貸付を希望する所有者からの相談・要望を受け、農協等の関係機関の協力を得て地域の担い手農業者へ農地貸借の利用調整を行った。

(単位: ha)

区 分	面積
平成28年度農地貸借全体面積	733.6
うち農地利用集積円滑化団体によるもの	102.6
うち農地中間管理事業によるもの	200.8
平成29年度農地貸借全体面積	409.2
うち農地利用集積円滑化団体によるもの	85.5
うち農地中間管理事業によるもの	51.0
農地貸借全体面積(累積)	3,767.2
うち農地利用集積円滑化団体によるもの	629.6
うち農地中間管理事業によるもの	907.2

・農地中間管理事業

公益社団法人富山県農林水産公社から委託を受け下記の業務を行った。

委託業務区分	委託業務内容
相談窓口	○農地中間管理事業の啓発 ○相談・出し手・公募の受付窓口の設置 ○受付した出し手や応募者のデータ整理・入力
出し手の掘り起こし及び交渉	○出し手の掘り起こし、交渉、リストアップ
借受予定農用地等の位置や耕作状況、権利関係の確認	○ほ場位置・権利関係の確認、ほ場地図の作成 ○耕作状況の確認
借受希望者との交渉	○市町村広報誌等への募集記事掲載 ○応募者の借受希望農用地や賃料水準、借受期間などの意向確認 ○借受希望者との交渉 ○受け手要件の具備状況等(労働力、資本装備等)の確認 ○農用地利用配分計画(案)の作成

(参考) 人・農地プランの更新状況

月 日	開 催 内 容	備考 (更新のプラン数)
平成 29 年 9 月	第 17 回検討会 更新案の審査認定	福野 6、井波 4
平成 29 年 12 月	第 18 回検討会 更新案の審査認定	福野 5、井波 2、福光 2、なんと 1
平成 30 年 3 月	第 19 回検討会 更新案の審査認定	福野 2、井波 4、福光 9、なんと 3

○プラン策定状況

区分	プラン数	中心となる経営体				
		経営体数			現況面積 H28 (ha)	目標面積 H32 (ha)
		プラン掲載 (延べ)	内実数			
			市内	市外		
JA なんと管内	7	93	93		1,132.0	1,205.0
JA となみ野管内	11	172	100	7	1,667.5	2,077.7
JA 福光管内	11	118	79		1,694.1	2,001.6
南砺市計	29	383	248	7	4,493.6	5,284.3

第 6 耕作放棄地に関すること

南砺市農業委員会の農地パトロールの実施に併せ、耕作放棄地の実態を把握するため、全筆確認をすることとし、平成 29 年度は平地域、上平地域、利賀村地域の現地確認を実施した。但し、農地地図で確認できるところについて調査し、不明なところは今後聞き取りなどを実施して確認を進める。

・耕作放棄地面積

平成 28 年度	138 筆	98,150 m <sup>2</sup>	
平成 29 年度	198 筆	123,164 m <sup>2</sup>	
	60 筆	25,014 m <sup>2</sup>	の増加

第 7 補助事業の活用

1 産地パワーアップ事業

水田・畑作・野菜・果樹等について、平地・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。

事業主体	作物名	事業内容	補助率	補助金額
JA となみ野 アルギットニラ 生産組合	ニラ	洗浄そぐり機 自動計量結束機 野菜包装機	国 1/2	26,983,000 円
合 計				26,983,000 円

※他に福光農業協同組合及び有限会社ファームズエンジニア福光の穀物乾燥調整施設整備に関しては、産地パワーアップ計画を協議会から提出。補助金の交付に関しては市から支出。

## 2 富山県水田利活用推進助成事業費補助金（大豆品質向上対策事業）

大豆の収量・品質の向上のため、適切な排水対策及び黒根腐病に効果が認められている種子消毒剤を用いた防除対策を支援し、対策の徹底を図った。

対象者：10ha 以上の大豆生産者で黒根腐病の種子消毒(クルーザーMAX 等)を行った農業者。

管轄農協	交付先 (取組農業者数) 【取組農協 管内ごと】	作付面積 (a)	交付対象 面積(a) ①	交付金 単価 (円/10a) ②	交付金額※ (円) ③=①×②
J A なんと	3 組織	3,432.8	3,432.8	600	205,800
J A となみ野	6 組織	10,094.5	10,094.5	600	605,400
J A 福光	4 組織	5,354.7	5,354.7	600	321,100
合 計	13 組織	18,882.0	18,882.0		1,132,300

※交付金額は農業者ごとに100円未満を端数処理しているため合致しない。

# 平成29年度収支決算報告

(至平成29年4月1日～平成30年3月31日迄)

## 収入

(単位:円)

項 目	本年度決算額	本年度予算額	増減額	備考
補助金	24,588,300	58,973,000	△ 34,384,700	
産地パワーアップ事業費補助金	0	33,883,000	△ 33,883,000	
水田農業生産振興対策事業費補助金	0	0	0	
経営所得安定対策推進指導費補助金	23,456,000	23,246,000	210,000	南砺市より(国→県→市)
大豆品質向上対策支援事業費補助金	1,132,300	1,844,000	△ 711,700	県より
委託費	1,374,331	2,110,000	△ 735,669	
農地中間管理事業業務委託	1,374,331	2,110,000	△ 735,669	富山県農林水産公社より
合 計	25,962,631	61,083,000	△ 35,120,369	

## 支出

(単位:円)

項 目	本年度決算額	本年度予算額	増減額	備考
産地パワーアップ事業費	0	33,883,000	△ 33,883,000	JAとなみ野アルギットにら生産組合洗淨そぐり機等機械リース(補助額26,983,000円は県が直接リース会社へ支払)
経営所得安定対策推進指導費	23,456,000	23,246,000	210,000	
事務費	120,000	120,000	0	パンフレット、振込手数料ほか
委託料	23,336,000	23,126,000	210,000	なんと水田協5,115千円 となみ野水田協10,700千円 福光水田協7,521千円
大豆品質向上対策支援事業費	1,132,300	1,844,000	△ 711,700	農事組合法人 金戸営農組合ほか12経営体
農地中間管理事業費	1,374,331	2,110,000	△ 735,669	
賃金	1,051,118	1,148,000	△ 96,882	臨時職員1名分(賃金、共済費)
事務費	323,213	862,000	△ 538,787	事務費、振込手数料ほか
管理費	0	100,000	△ 100,000	
合 計	25,962,631	61,083,000	△ 35,120,369	

監 査 報 告

平成30年6月1日に平成29年度南砺市農業再生協議会収支決算について、収支決算書及び付属帳票等を精査したところ、協議会規約に基づき適正に処理されておりましたので、報告いたします。

平成30年6月20日

南砺市農業再生協議会

監 事 上田 豊一  
監 事 齋 田 衛

## 第2号議案

平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

平成30年6月20日

南砺市農業再生協議会  
会長 米田 聡

## 平成30年度事業計画（案）

南砺市農業再生協議会

### 第1 事業の内容

#### 1 経営所得安定対策事業の推進

- (1) 農業所得の増大には、優良な生産基盤である水田を最大限に活用し、大豆・麦等の戦略作物の拡大や園芸作物の規模拡大及び産地化を目指すことが重要であり、関係団体が必要な支援を講じる。
- (2) 戦略作物の生産の推進を図るとともに、地域の課題や地域戦略に基づく「水田フル活用ビジョン」を策定し、産地交付金を活用することによる課題解決及び農業者の収益向上を図る。また、産地交付金の効果を確認しながらPDCAサイクルによる見直しを行う。
- (3) 農業経営の安定化のため、麦や玉ねぎあとを利用する二毛作や園芸作物などの高収益作物の栽培の推進及び干柿や里芋などの特産作物の振興を図り、複合経営や6次産業化を推進し、農業所得の増大を図る。また、富山米新品種の「富富富」については、減農薬など栽培条件が厳しいが、農業所得の増大が期待できるので、作付けの拡大に努める。
- (4) 収入保険制度が平成30年10月から募集開始に併せ、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及び野菜価格安定制度などの収入補填制度との違いを説明し、農業者に有利な制度の加入の推進に努める。

#### 2 需要に応じた米生産の推進

- (1) 平成28年12月に富山県農業再生協議会で示された「需要に応じた米生産」を県全体で取り組む方針に則し、南砺市農業再生協議会においても「需要に応じた米生産」について取り組み、米価の安定化を図る。
- (2) 県協議会が提示する米の生産目標の目安を参考に、南砺市産の米の需要動向を踏まえて、米の生産目標の目安を提示し、併せて、各水田農業推進協議会別の米の生産目標の目安を提示する。
- (3) JA等の生産調整方針作成者が、これらの情報を基に、地区別の生産目標の目安を提示し、生産者自らが「需要に応じた米生産」に取り組める体制となるよう支援する。

### 3 集落営農の法人化支援について

経営基盤の強化、事業の継承及び認定農業者（法人）制度の活用など法人化による優位性があること、経営所得安定対策の要件でもあることから集落営農組織の法人化を推進する。法人化を実現するにあたっては、今年度から実施される農業経営者総合サポート事業を活用し、支援チームの構築、専門家の派遣、法人化研修及び指導者向け研修などを実施する。

法人化に係る経費については、農業経営体法人化支援事業を活用するが、サポート事業の活用が条件となっているので、集落営農組織及び関係団体と連携しながらサポート事業を活用する。

農業経営体法人化支援事業（県担い手育成総合支援協議会から交付）  
集落営農が法人化する場合 40万円（定額）

### 4 農用地利用集積（面的集積）の推進

農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、従来からの農用地利用集積円滑化事業に加え、農地中間管理事業による農地の効率的な集積と集約化の取組みを推進する。

国や県では、農地中間管理事業を補助事業の要件とする施策が増えてきており、農地中間管理機構から農地を借り受けている面積が事業の採択に影響することがあるので、補助事業を希望する経営体に対して、機構による借受を推進する。また、農業農村整備事業において、集落の農地全てを機構に預けて、農地を担い手に集積・集約を実施した場合に、農地所有者に負担のない事業が新設されるなど、農地中間管理事業による担い手への集積が要件となっている事業に対し関係団体と連携しながら事業の実施に協力する。

#### ○農地中間管理事業

公益社団法人富山県農林水産公社より委託を受け下記の業務を行う。

委託業務区分	委託業務内容
相談窓口	○農地中間管理事業の啓発・説明会の開催 ○相談・出し手・公募の受付窓口の設置 ○受付した出し手や応募者のデータ整理・入力
出し手の掘り起こし及び交渉	○出し手の掘り起こし、交渉、リストアップ
借受予定農用地等の位置や耕作状況、権利関係の確認	○ほ場位置・権利関係の確認、ほ場地図の作成 ○耕作状況の確認 ○整備条件が同程度の賃料水準の把握

委託業務区分	委託業務内容
出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることの説明等	○出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることの説明等
借受希望者との交渉	○市町村広報誌等への募集記事掲載 ○応募者の借受希望農用地や賃料水準、借受期間などの意向確認 ○借受予定農地ごとの交渉順位の決定 ○借受希望者との交渉 ○受け手要件の具備状況等（労働力、資本装備等）の確認 ○農用地利用配分計画（案）の作成
契約締結に係る事務	○登記事項証明書等必要書類の確認

#### ○人・農地プランの推進

農地中間管理事業による集積は、「人・農地プラン」の中心経営体に記載されている必要があるため、認定農業者や認定新規就農者が変更されたときは、随時更新を図る。

「人・農地プラン」の実現のためには、地域の話し合いが重要であり、担い手への農地集積・集約及び集落営農の組織化・法人化等による体質強化や6次産業化などによる地域農業の発展を検討する。また、集落営農組合の経営、労働力の確保、耕作放棄地の発生防止及び新規就農者など課題解決の場となるよう話し合いを推進する。

#### 5 耕作放棄地の再生利用

農業者の高齢化や農村地域の人口の減少により、耕作放棄地の発生が増加傾向にあるため、新規参入の企業や新規就農者による農地の活用を図る。

農業委員会の市内全域の農地パトロールと耕作放棄地の実態調査に協力し、昨年に引き続き今年度は、井波地域、福野地域、城端地域、井口地域、福光地域の調査を実施する。

#### 6 担い手の育成・確保に向けた事業の推進

効率的かつ安定的な経営体が大宗を担う生産構造への変革が求められる中で、育成すべき担い手を明確化し、「農業を担う認定農業者・集落営農組織の育成・確保」を図る。また、農村地域の高齢化や労働人口の減少により、担い手となる集落営農組織の労働力不足の対策を検討する。

#### (1) 認定農業者の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手が、農業生産の相当部分を占める農業構造となるよう、今後経営規模を拡大し、新たに地域の中心的な担い手となる農業者の育成を図る。

##### ○担い手の現状と目標

	設立当初 (平成23年度)	現在 (平成29年度)	目標 (平成31年度)
認定農業者	142	180	199
農業法人	46	91	120
集落営農組織	121	141	145
うち法人組織	33	73	91
うち任意組織	88	68	54

#### (2) 集落営農組織の育成・確保

担い手となる農業者が存在していない地域においては、新たに集落営農組織が設立できるよう支援する。既存の集落営農組織においても労働力の確保が問題化してきていることから、地域での話し合いを推進し、集落営農組織の統合再編を支援する。また、規模拡大による経営安定のため、集落外の農地の集積を推進する。

#### (3) 法人経営の推進

経営体質の強化、新たな人材の受入れ等による円滑な経営継承等を目指す個別経営体や集落営農組織の法人化を進めるとともに、法人化後における経営の複合化や多角経営化等による通年雇用者の確保を支援する。このため、人材の育成、施設・機械の整備、資金調達の円滑化等を図るとともに、法人化を目指す農業者や農業への参入を希望する会社等に対する情報提供等の取組みを推進する。

#### (4) 新規就農者の育成・確保

新たに農業による経営を目指す者を確保するため、農業高校生との研修や青年農業士との交流会などを実施する。新たに参入する者や親とは違う経営を目指す者は、とやま農業未来カレッジまたは、市内外の先進農業者において研修を実施し、農業技術の習得を図り、認定新規就農者を目指す。

移住による就農相談が増加していることから、南砺で暮らしません課と連携し、移住希望者に対し南砺市の農業の情報及び国・県・市等の助成制度を説明し、関係団体の協力を得ながら市内での就農を推進する。

#### (5) 農業経営総合サポート活動

意欲のある担い手が農業経営を継続的に展開できるよう、相談窓口を設置し、様々な経営課題に対し相談体制を整備する。また、法人化研修、経営能力向上研修など研修事業の実施及び支援チームの構築と専門家の派遣などを実施する。

### 第3 推進体制

#### 1 協議会の役割

各事業の推進にあたっては、既存の推進協議会等（水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会、農地利用集積円滑化団体）に業務の全部または一部を委託し、事業が一体的に円滑かつ効果的に実施するため統括、調整を行う。

平成30年度経営所得安定対策委託事業内訳

事業内容	補助率	委託先	委託金額
・経営所得安定対策等の普及推進活動 ・需要に応じた作物の生産誘導 ・農業者の水田情報等の収集、整理 ・その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動	国 10/10	なんと水田協	5,115,000 円
		福光水田協	7,521,000 円
		となみ野水田協	10,490,000 円
		再生協事務費	30,000 円
合計			23,246,000 円

#### 2 その他

上記の他、事業の推進のため、必要に応じて対策を講じるものとする。

### 第4 補助事業の実施

#### 1 産地パワーアップ事業(国 1/2)

水田・畑作・野菜・果樹等について、平地・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。

※事業実施主体：富山県農業再生協議会

計画作成主体：南砺市農業再生協議会

取組主体：JA、生産組織、農業者等

2 麦あと輪作体系確立推進事業（県 10/10）

水田フル活用に向け、麦収穫後の遊休農地化を防止するとともに、加工用米の供給拡大を図るため、麦あとに非主食用米（加工用米等）を組み合わせる輪作体系の導入・定着を支援。

〔助成単価〕 7,000 円/10a

平成30年度 対象面積（見込）

8 経営体 3,504a 2,452,800 円

# 平成30年度収支予算(案)

(至平成30年4月1日～平成31年3月31日迄)

収入

(単位:円)

項目	本年度予算	前年度予算	増減額	備考
補助金	25,670,800	58,973,000	△ 33,302,200	
経営所得安定対策推進指導費補助金	23,218,000	23,246,000	△ 28,000	
産地パワーアップ事業費補助金	0	33,883,000	△ 33,883,000	事業実施の予定なし
大豆品質向上対策支援事業	0	1,844,000	△ 1,844,000	事業の廃止
麦あと輪作体系確立推進事業	2,452,800	0	2,452,800	7,000円/10a×35.04ha
委託費	2,135,000	2,110,000	25,000	
農地中間管理事業業務委託	2,135,000	2,110,000	25,000	富山県農林水産公社より
合計	27,805,800	61,083,000	△ 33,277,200	

支出

(単位:円)

項目	本年度予算	前年度予算	増減額	備考
経営所得安定対策推進指導費	23,218,000	23,246,000	△ 28,000	
事務費	30,000	120,000	△ 90,000	通信費、振込手数料ほか
委託料	23,188,000	23,126,000	62,000	なんと水田協5,083千円 となみ野水田協10,632千円 福光水田協7,473千円
産地パワーアップ事業費	0	33,883,000	△ 33,883,000	事業実施の予定なし
大豆品質向上対策支援事業費補助金	0	1,844,000	△ 1,844,000	事業の廃止
麦あと輪作体系確立推進事業	2,452,800	0	2,452,800	7,000円/10a×35.04ha
農地中間管理事業費	2,135,000	2,110,000	25,000	
賃金	1,248,000	1,148,000	100,000	
事務費	887,000	862,000	25,000	交渉手数料、事務費、振込手数料ほか
管理費	0	100,000	△ 100,000	農用地の管理費
合計	27,805,800	61,083,000	△ 33,277,200	

### 第3号議案

南砺市農業再生協議会規約の一部改正(案)について

南砺市農業再生協議会規約の一部改正(案)について次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

平成30年6月20日

南砺市農業再生協議会  
会長 米田 聡

第3号議案 南砺市農業再生協議会規約の一部改正(案)について

南砺市農業再生協議会規約の一部改正新旧対照表

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;">南砺市農業再生協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成23年5月25日制定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 市協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、次に掲げる各号を目的とする。</p> <p><u>(1) 「需要に応じた生産」と「水田フル活用」の推進及び推進体制の構築を図ること。</u></p> <p><u>(2) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の活用並びにこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を図ること。</u></p> <p><u>(3) 農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資すること。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 市協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 米の生産目標(目安)の提示に関すること。</u></p> <p><u>(3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 農地の利用集積に関すること。</u></p> <p><u>(5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">南砺市農業再生協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成23年5月25日制定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 市協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、<u>経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を目的とする。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 市協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 畑作物の直接支払交付金の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。</u></p> <p><u>(4) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。</u></p> <p><u>(5) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。</u></p>	<p>国の米政策の改訂に伴う変更</p> <p>国の米政策の改訂に伴う変更</p>

<p><u>(6)</u> 担い手の育成・確保に関すること。  <u>(7)</u> この他、地域農業を振興するために必要なこと。</p> <p>2 市協議会は、前項の業務を次条の会員が相互に補完しつつ実施するものとし、次に掲げる前項各業務を委託する会員は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1号及び第2号に関する業務</u>  なんと地域水田農業推進協議会、福光水田農業推進協議会、となみ野地域水田農業推進協議会</p> <p>(2) <u>第3号、第5号及び第6号に関する事務</u>  南砺市担い手育成総合支援協議会</p> <p>(3) <u>第4号に関する業務</u>  なんと農業協同組合、福光農業協同組合、となみ野農業協同組合</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 米の生産目標(目安)の提示に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。</u></p> <p>2 <u>前項第4号、第5号及び第6号に定める事項について</u>、必要に応じ、学識経験者等(以下「助言者」という。)及び関係団体の意見を聞くものとする。助言者は、市協議会、幹事会別に会長が適当と認める関係機関から選出するものとする。</p> <p>第17条～第34条 (略)</p>	<p><u>(6)</u> 農地の利用集積に関すること。  <u>(7)</u> 耕作放棄地の再生利用に関すること。  <u>(8)</u> 担い手の育成・確保に関すること。  <u>(9)</u> この他、地域農業を振興するために必要なこと。</p> <p>2 市協議会は、前項の業務を次条の会員が相互に補完しつつ実施するものとし、次に掲げる前項各業務を委託する会員は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1号、2号、3号、4号、5号、に関する業務</u>  なんと地域水田農業推進協議会、福光水田農業推進協議会、となみ野地域水田農業推進協議会</p> <p>(2) <u>前項7号、8号に関する事務</u>  南砺市担い手育成総合支援協議会</p> <p>(3) <u>前項6号に関する業務</u>  なんと農業協同組合、福光農業協同組合、となみ野農業協同組合</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。</u></p> <p>2 <u>前項第4号及び第5号に定める事項について</u>、必要に応じ、学識経験者等(以下「助言者」という。)及び関係団体の意見を聞くものとする。助言者は、市協議会、幹事会別に会長が適当と認める関係機関から選出するものとする。</p> <p>第17条～第34条 (略)</p>	<p>国の米政策の改訂に伴う変更</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

<p>別表1（第16条2項に基づく助言者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">助言者 (学識経 験者)</td> <td>指導機関（北陸農政局富山県拠点）</td> </tr> <tr> <td>指導機関（富山県砺波農林振興センター）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所 属	助言者 (学識経 験者)	指導機関（北陸農政局富山県拠点）	指導機関（富山県砺波農林振興センター）	<p>別表1（第16条2項に基づく助言者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">助言者 (学識経 験者)</td> <td>指導機関（富山支局）</td> </tr> <tr> <td>指導機関（富山県砺波農林振興センター）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所 属	助言者 (学識経 験者)	指導機関（富山支局）	指導機関（富山県砺波農林振興センター）	名称変更に伴う変更
区 分	所 属											
助言者 (学識経 験者)	指導機関（北陸農政局富山県拠点）											
	指導機関（富山県砺波農林振興センター）											
区 分	所 属											
助言者 (学識経 験者)	指導機関（富山支局）											
	指導機関（富山県砺波農林振興センター）											
<p>別表2（第16条2項に基づく助言者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">助言者 (学識経 験者)</td> <td>指導機関（北陸農政局富山県拠点）</td> </tr> <tr> <td>指導機関（富山県砺波農林振興センター所管課長）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所 属	助言者 (学識経 験者)	指導機関（北陸農政局富山県拠点）	指導機関（富山県砺波農林振興センター所管課長）	<p>別表2（第16条2項に基づく助言者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">助言者 (学識経 験者)</td> <td>指導機関（富山支局）</td> </tr> <tr> <td>指導機関（富山県砺波農林振興センター所管課長）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所 属	助言者 (学識経 験者)	指導機関（富山支局）	指導機関（富山県砺波農林振興センター所管課長）	
区 分	所 属											
助言者 (学識経 験者)	指導機関（北陸農政局富山県拠点）											
	指導機関（富山県砺波農林振興センター所管課長）											
区 分	所 属											
助言者 (学識経 験者)	指導機関（富山支局）											
	指導機関（富山県砺波農林振興センター所管課長）											

附 則

この規約は、平成30年6月20日から施行する。